

地方単独の医療費助成事業に係る国民健康保険の 国庫負担金の減額調整措置の見直しを求める意見書

第189回国会において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険制度の財政基盤強化や都道府県主体の財政運営に向けて、具体的な改革作業が始められることとなりました。

しかし、現在、地方自治体が単独で乳幼児医療費助成事業などを行っている場合、国民健康保険の国庫負担金が減額されるなどの調整措置が行われていることから、国と地方の協議において、国保改革を実行するに当たり、こうした地方単独事業に係る減額調整措置を見直すことなどが今後の検討課題とされました。

地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められる中、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費助成制度の拡充などに取り組む事例が数多く見られます。さらに、平成26年度補正予算で計上された国の交付金を活用し、助成対象年齢の引き上げなどに取り組んでいる事例も報告されています。

そもそも、地方単独の乳幼児医療費助成事業は全ての自治体で実施されており、こうした医療費助成事業に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、早急に見直しを行う必要があります。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地方創生に向け、人口減少問題に対する地方の取り組みが進む中、地方単独事業による子ども等の医療費助成事業と、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、見直しを行うこと。
2. 少子・高齢化が進行する中、実効性のある施策を進めることが必要であるため、子育て支援、地方創生等の幅広い観点から、子ども等への医療支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

枚方市議会議長 大森 由紀子

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

少子化対策担当大臣

地方創生担当大臣